

委 託 契 約 書 (案)

委 託 業 務 名	広島市立北部医療センター安佐市民病院臨床特殊検査業務（単価契約）
履 行 場 所	広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号 広島市立北部医療センター安佐市民病院
契 約 期 間 履 行 期 間	契約締結の日から令和11年3月31日まで 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
委 託 契 約 金 額	別紙記載単価のとおり
支 払 方 法 等	広島市立病院機構委託契約約款のとおり。
契 約 保 証 金	
そ の 他 の 契 約 事 項	広島市立病院機構委託契約約款のとおり。
特 約 条 項	1 契約保証金、違約金等の算定基礎となる契約金額予定総額は、 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 金 円）とする。 2 契約締結の日から令和8年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受注者の負担とする。
適 用 除 外 事 項	
管 轄 裁 判 所	広島地方裁判所

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の広島市立病院機構委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 広島市中区基町7番33号  
地方独立行政法人広島市立病院機構  
理事長 秀 道 広

受注者

## 契約単価表

番号	項目名	単価 (税込)	うち消費税及び 地方消費税相当額
1	HBV/リアルタイム-PCR		
2	DUPAN-2		
3	Span-1抗原		
4	ガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)		
5	抗核抗体[FA]		
6	シアルルLeX-i抗原(SLX)		
7	抗酸菌分離培養(エキタイ)		
8	ビタミンB1		
9	抗GAD抗体(血清)		
10	特異的IgE(シングルアレルゲン)		
11	抗甲状腺ペルオキシターゼ抗体(抗TPO抗体)		
12	抗サイログロブリン抗体		
13	T-SPOT. TB		
14	遊離L鎖κ/λ比(FLC)		
15	好中球細胞質抗体(MPO-ANCA)		
16	成長ホルモン(GH)		
17	血清亜鉛(Zn)		
18	ヘリコバクターピロリ抗体:LA		
19	抗好中球細胞質抗体(PR3-ANCA)		
20	IgGサブクラスIgG4		
21	サイログロブリン		
22	FCM:追加抗体(CD45ゲーティング・7AADセット・MMセット)		
23	プレアルブミン		
24	抗SSA抗体/CLEIA法		
25	アルドステロン:CLEIA		
26	レニン活性(PRA)		
27	血清補体価		
28	リポ蛋白(a)		
29	卵巣刺激ホルモン(FSH)		
30	C4		
31	蛋白分画(血清・尿)		
32	アポ蛋白E		
33	アポ蛋白B		
34	アポ蛋白A1		
35	C3		
36	抗SSB抗体/CLEIA法		
37	抗CCP抗体		
38	レバチラセタム		
39	ラコサミド		
40	エラスターゼ1		
41	WT1mRNA定量・血液		
42	血液疾患染色体(G-Banding)		
43	黄体形成ホルモン(LH)		
44	エリスロポエチン[RIA]		
45	アンギオテンシン転換酵素(ACE)		
46	IEP/抗ヒト血清		
47	エストラジオール(E2)(血中)		
48	カテコールアミン3分画(血漿,髄液)		

49	アスペルギルス抗原		
50	IGF- I (ソマトメジンC)		
51	血中テストステロン		
52	TSH刺激性レセプター抗体(TSAb)		
53	抗ds-DNA IgG抗体		
54	デヒドロエピandroステロンサルフェート(DHEA-S)		
55	抗BP180抗体		
56	抗ミトコンドリアM2抗体		
57	MMP-3		
58	血清銅(Cu)		
59	メタネフィン2分画		
60	タクロリムス		
61	NT-proBNP		
62	MAC DNA(マイコバクテリウムアヒウム・イントラセラー)		
63	リポ蛋白分画:HPLC		
64	リパーゼ		
65	抗ARS抗体		
66	アルブミン:ネフェロ		
67	ハプトグロビン		
68	シスタチンC:LA法		
69	プロラクチン		
70	水痘・帯状ヘルペスウイルスIgG[EIA固相法]		
71	HCV/リアルタイム(PCR)		
72	Major BCR-ABL IS%		
73	浸透圧・尿		
74	TRACP-5b		
75	B-J蛋白同定		
76	アデノシンデアミナーゼ・穿刺液		
77	サイトメガロウイルスIgG[CLIA]		
78	サイトメガロウイルスIgM[CLIA]		
79	total P1NP		
80	LLA CD45 Mセット(CD45Blast Gating急性白血病解析セット)		
81	浸透圧・血清		
82	抗アセチルコリンレセプター抗体(抗AChR抗体)		
83	副甲状腺ホルモン(PTH)-インタクト		
84	HBe抗原		
85	IGG髄液		
86	HBe抗体		
87	EBウイルス抗VCA IgG[FA]		
88	EBウイルス抗VCA IgM[FA]		
89	抗カルシオリピンβ2グリコプロテインI複合体抗体		
90	25-OHビタミンD(くる病)		
91	肺サーファクタント プロテイン D(SP-D)		
92	ペランパネル		
93	EBウイルス抗EBNA[FA]		
94	CTNG/PCR(クラミジア・淋菌同時測定)		
95	ヒアルロン酸・その他		
96	LLA CD45 Bセット(7AADリンパ腫の生細胞解析セット)		
97	抗ミトコンドリア抗体		
98	抗デスモグレインG1抗体		
99	オリゴクローナルバンド		

100	レムナント様リポ蛋白コレステロール		
101	CMV抗原(C7-HRP)		
102	TSHレセプター抗体		
103	LRG		
104	UGT1A1		
105	レチノール結合蛋白(RBP)		
106	抗DNA抗体[RIA]		
107	抗SCL 70抗体/CLEIA法		
108	IGH再構成(PCR法)		
109	ホモンステイン		
110	抗RNP抗体/CLEIA法		
111	抗Sm抗体/CLEIA法		
112	抗MAC抗体		
113	大腸癌HER2/neu:FISH		
114	CD4		
115	CD8		
116	RAS-BRAF遺伝子変異解析		
117	HER2/FISH		
118	抗テスモグレインG3抗体		
119	ラモトリギン		
120	MBP		
121	MSI解析(結腸・直腸癌)		
122	アミノ酸分析(41種類)		
123	抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体		
124	抗ss-DNA IgG抗体		
125	結核菌DNA		
126	抗GQ1bIgG抗体		
127	抗アクアポリン4抗体		
128	抗利尿ホルモン(ADH)(アルギニン・バゾプレッシン)		
129	一般細菌ー培養同定・消化器		
130	プロテインS 遊離型抗原量		
131	プロテインC活性		
132	カルジオリピン抗体IgG		
133	抗トリコスポロン・アサヒ抗体		
134	マイコプラスマ抗体/PA		
135	抗GMI IgG抗体		
136	HPV 中～高型		
137	麻疹ウイルスIgG[EIA固相法]		
138	ムンプスウイルスIgG[EIA固相法]		
139	セントロメア抗体[EIA]		
140	風疹ウイルスIgG[EIA固相法]		
141	風疹ウイルス[HI]		
142	TARC		
143	トキソプラスマIgG抗体		
144	肺癌マルチCDx遺伝子解析		
145	抗酸菌同定(質量分析)		
146	フォン・ウィルブラント因子活性		
147	カルニチン		
148	IgM-HA抗体		
149	アルドラーゼ		
150	単純ヘルペスウイルスIgG[EIA固相法]		

151	ループスアンチコアグラント:dRVV		
152	鳥特異的IgG		
153	TRB遺伝子再構成:PCR法		
154	カルシトニン		
155	抗RNAポリメラーゼ3抗体		
156	レニン濃度:CLEIA		
157	抗糸球体基底膜抗体		
158	血清アロイトA蛋白(SAA)		
159	非結核性抗酸菌薬剤感受性試験		
160	IgA-HEV抗体		
161	1-25-ジヒドロキシビタミンD3		
162	ゾニサミド		
163	サイトメガロウイルス[CF]		
164	BCAA/TYR RATIO		
165	抗Jo-1抗体		
166	単純ヘルペスウイルスIgM[EIA捕捉法]		
167	AFP-レクチン分画		
168	αフェトプロテイン(AFP)		
169	ミスマッチ修復蛋白(IHC法)		
170	CLDN18 胃癌IHC		
171	LLA CD45 MMセット(マロープラスマ38セット)		
172	肺サーファクタントプロテインA(SP-A)		
173	ケトン体分画		
174	ビタミンB2		
175	プロゲステロン		
176	インスリン抗体		
177	C1インアクチベーター活性(C1エステラーゼインヒビター活性)		
178	IgG型リウマチ因子		
179	HBVジェノタイプ判定		
180	第13因子定量(抗原量)凝固因子活性		
181	ゲンタマイシン		
182	HCVモニターゲノタイプ		
183	LD(LDH) -アイソザイム		
184	PTHrP-インタクト		
185	クリプトコックス・ネオフォルマンズ抗原		
186	トロンピン・アンチトロンピンIII複合体(TAT)		
187	水痘・帯状ヘルペスウイルスIgM[EIA捕捉法]		
188	アスペルギルス抗体IgG:EIA		
189	JAK2V617F変異相対定量解析		
190	t(14;18)転座解析		
191	末梢血好中球 bcr-abl t(9;22)転座		
192	PD-L1(22C3)胃癌IHC		
193	蛍光顕微鏡セット(1臓器)		
194	肺癌コンパクトパネル(8遺伝子)		
195	第9因子活性凝固因子活性		
196	第8因子活性凝固因子活性		
197	PA-IgG		
198	IgE MAST33		
199	IA-2抗体		
200	結石分析(成分比率)		
201	抗LKM-1抗体		

202	クリオグロブリン		
203	セレン		
204	Viewアレルギー36		
205	乳酸		
206	ヒルビン酸		
207	HPVジェノタイプ判定		
208	パルボウイルスB19IgM		
209	サイトメガロウイルス抗原(アンチゲネミア)		
210	単純ヘルペスウイルス[CF]		
211	EBウイルス抗EA-IgG[FA]		
212	ポリコナゾール		
213	HCVコア蛋白		
214	抗MDA5抗体		
215	肺癌マルチ遺伝子PCRパネル		
216	NCCオンコパネルシステム		
217	p53(17p13. 1欠失解析)		
218	胃癌HER2/neu:FISH		
219	FGFR3/IgH転座解析		
220	T細胞B細胞百分率		
221	PD-L1(28-8)胃癌		
222	CKS1B[1q21増幅]		
223	家族性アミロイドーシス TTR解析		
224	CA72-4		
225	膵ホスホリパーゼA2(膵PLA2)		
226	第5因子活性凝固因子活性		
227	第12因子活性凝固因子活性		
228	$\delta$ -アミノレブリン酸		
229	尿中CMV核酸同定		
230	第11因子活性		
231	第9因子インヒビター		
232	M2BPGi		
233	第8因子インヒビター		
234	PIC		
235	クロバサム		
236	リン酸化タウ蛋白		
237	総胆汁酸(血清)		
238	ビタミンC		
239	HIT抗体		
240	EBウイルス抗VCA IgA[FA]		
241	EBウイルス抗EA-IgM[FA]		
242	セルロプラスミン		
243	IgM-HBc抗体		
244	風疹ウイルスIgM[EIA捕捉法]		
245	抗酸菌-培養		
246	マイコプラズマ抗体[CF]		
247	カンジダマンナン抗原		
248	$\beta$ トロノボグロブリン		
249	血小板第4因子(PF-4)		
250	トロノボモジュリン		
251	MSI解析(胃癌)		
252	乳癌HER2/neu(4B/5)		

253	インフルエンザウイルスB型[CF]		
254	インフルエンザウイルスA型[CF]		
255	サイロキシン結合グロブリン:CLEIA 法		
256	HA抗体		
257	トキソプラズマIgM抗体		
258	NUDT15遺伝子多型解析		
259	エコー9型:NT		
260	カテコールアミン3分画(尿中)		
261	クロナセハム		
262	麻疹ウイルスIgM[EIA捕捉法]		
263	ツツガムシカト-IgM		
264	ツツガムシカープ-IgM		
265	ツツガムシギリアムIgM		
266	ポルフォビリノーゲン定量		
267	CD59×55RBC		
268	第7因子活性		
269	パラインフルエンザ1型:HI		
270	トピラマート		
271	エコー1型:NT		
272	ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)		
273	エコー6型:NT		
274	抗血小板抗体		
275	ベロ毒素検出		
276	ツツガムシカト-IgG		
277	ツツガムシカープ-IgG		
278	ツツガムシギリアムIgG		
279	アセトアミノフェン		
280	先天異常染色体(G-Banding)		
281	15;17転座PML/RARA		
282	SHOX欠失解析		
283	コクサッキーA群6型:NT		
284	ADAMTS13活性		
285	ADAMTS13インヒビター定量		
286	アミカシン		
287	エトサキシド		
288	ムンプスウイルスIgM[EIA捕捉法]		
289	FTA-ABS定性		
290	水痘・帯状ヘルペスウイルス[CF]		
291	ALPアイソザイム		
292	エベロリムス		
293	1,5-AG		
294	CCR4タンパク(IHC)		
295	PML-RARAmRNA定量		
296	AMLFLT3変異解析FLT3阻害剤		
297	マイクロアレイ染色体検査(CGH法)		
298	コクサッキーA群10型:NT		
299	PZA抗酸菌薬剤感受性試験		
300	抗Mi-2抗体		
301	抗TIF1-γ抗体		
302	結核菌群薬剤感受性検査		
303	アミノ酸分画・I尿		

304	エンテロ71型:NT		
305	メチル馬尿酸		
306	c-myc/IgH転座解析		
307	4q12欠失/挿入解析		
308	MSI解析<子宮内膜癌>		
309	Genmine TOP		
310	RUNX1/RUNX1T1		
311	第2因子活性		
312	第10因子活性		
313	赤血球プロトポルフィリン		
314	コクサッキーA群16型:NT		
315	NTx・骨粗鬆症		
316	トランスフェリン		
317	HTLV-I(ATLV)抗体[ラインプロット法]		
318	ミオグロビン・尿		
319	B型肝炎ウイルスコア関連抗原		
320	便中カルプロテクチン		
321	PD-L1(22C3)IHC頭頸部)		
322	minorBCR-ABL1/ABL1比		
323	PD-L1(22C3)子宮頸癌IHC		
324	コプロポルフィリン定量		
325	百日咳菌抗体:EIA		
326	サリチル酸(アスピリン)		
327	単純ヘルペス特異抗原		
328	クラミジア・ニューモニエIgA抗体		
329	肝細胞増殖因子(HGF)		
330	クラミジア・ニューモニエIgG抗体		
331	単純ヘルペスウイルス1型[NT]		
332	マンガン・血液		
333	TRG/PCR		
334	t(11;14)転座解析		
335	API2/MALT1転座解析		
336	PD-L1(28-8)食道癌IHC		
337	オウム病:CF		
338	FGF23		
339	ヒスタミン		
340	クラミジアT:TaqManPCR		
341	尿中ウロポルフィン定量		
342	クラミジアトラコマチスIgA&IgG		
343	尿中トランスフェリン		
344	IGG・尿		
345	ミオグロビン		
346	クラミジア・ニューモニエIgM抗体		
347	単純ヘルペスウイルス2型[NT]		
348	アデノ:CF		
349	テイコプラニン		
350	遊離コレステロール		
351	ヒアルロン酸(血清)		
352	ベムラフェニブBRAF遺伝子変異解析		
353	MSI解析<卵巣癌>		
354	MSI解析<乳癌>		

355	ケトン体分画・動脈血		
356	麻疹:NT		
357	ガストリン		
358	第8因子様抗原(VW因子抗原定量)		
359	EBV核酸定量:PCR		
360	迅速菌感受性検査		
361	CBFB[inv(16)]		
362	酵素染色1枚		
363	抗p53抗体:CLEIA		
364	フレカイニド		
365	エタノール		
366	エコー7型:NT		
367	EBウイルス抗EA-IgA[FA]		
368	4型コラーゲン・7S:CLEIA		
369	アンチプラスミン活性(A2-P1活性)		
370	アミオダロン(薬物血中濃度)		
371	オステオカルシン		
372	可溶性フィブリンモノマー複合体定量		
373	トリプシン		
374	MSI解析(膵臓癌)		
375	MSI解析(その他癌)		
376	TRD遺伝子再構成:PCR法		
377	PD-L1(22C3)乳癌		
378	PD-L1(SP142)乳癌		
379	IgH/MAF(14;16転座)		
380	MSI解析(胆管癌)		
381	マイクロサテライト不安定性検査		
382	SBMA(Kennedy病)AR解析		
383	リン脂質		
384	クレアチン		
385	クレアチニン・尿		
386	クレアチン・尿		
387	アンチトロンビン抗原		
388	$\alpha$ 1アンチトリプシン		
389	5-HIAAクレアチニン補正		
390	真菌培養同定・穿刺液		
391	淋菌同定DNA:TaqManPCR		
392	ニトラゼパム		
393	ジアゼパム		
394	プリミドン		
395	クオンティフェロンTBゴールドプラス		
396	5番染色体SOTOS症候群		
397	D13S319(13q14欠失解析)		
398	脆弱X症候群FMR1解析		
399	酵母様真菌感受性検査1菌種		
400	G-CSF		
401	猫ひっかき病/バルトネラーDNA		
402	悪性中皮腫CDKN2A欠失解析		
403	HLA型判定(A, B Locus)		
404	EGFRバリエント決定Ex19		
405	HLA型判定(DR Locus)		

406	EZH2変異解析(タゼトスタット)		
407	筋強直性ジストロフィー DMPK解析		
408	酵素染色2枚		
409	ROS1融合遺伝子解析		
410	MSI解析<子宮頸癌>		
411	IGK遺伝子再構成:PCR法		
412	IGL遺伝子再構成:PCR法		
413	KIT遺伝子変異(GIST)		
414	EGFR遺伝子変異解析コバスv2		
415	X-染色体		
416	17染色体CMT1A型(PMP22)		
417	21染色体(先天異常)		
418	7番染色体モノソミー		
419	BCR-ABL遺伝子点突然変異		
420	CCR4タンパク解析		
421	EGFR遺伝子変異解析コバスv2・血漿		
422	HLA遺伝子型判定(DQB1)		
423	HLA遺伝子型判定(DRB1)		
424	MSI解析<食道癌>		
425	MSI解析<前立腺癌>		
426	ジストロフィン遺伝子解析		
427	肺がんALK(FISH)		
428	遊離テストステロン		
429	妊婦HTLV-1核酸同定		
430	日本脳炎ウイルス:HI		
431	腫瘍壊死因子- $\alpha$		
432	菌株同定1菌種		
433	覚せい剤検査・血清		
434	塩酸ピルジカイニド		
435	マンガン・尿		
436	マイコプラズマ・ニューモニエ核酸同定		
437	プロテインS活性		
438	ビタミンA		
439	パラインフルエンザ3型:HI		
440	パラインフルエンザ2型:HI		
441	トータルPA I-1		
442	シロリムス		
443	サイトメガロウイルス:PCR		
444	サイトメガロウイルス DNA定量		
445	コクサッキーA群9型:NT		
446	コクサッキーA群7型:NT		
447	コクサッキーA群5型:NT		
448	コクサッキーA群4型:NT		
449	コクサッキーA群3型:NT		
450	コクサッキーA群2型:NT		
451	エコー4型:NT		
452	エコー3型:NT		
453	エコー30型:NT		
454	ウロポルフィリン・血液		
455	インターロイキン-10		
456	アデノシンデアミナーゼ(ADA)		

457	$\alpha$ -ガラクトシダーゼ		
458	RSウイルス:CF法		
459	PSA-ACT		
460	PLG活性値		
461	I型コラーゲン-C-テロペプチド		
462	IgGサブクラスIgG2		
463	HTLV-Iクロナリティー解析		
464	HIV-1/2:確認試験		
465	HIV-1 RNA定量:TaqMan		
466	極長鎖脂肪酸		
467	シベンゾリン		
468	尿中銅		
469	セロトニン		
470	ハプトグロビン型判定		
471	日本脳炎/CF		
472	ムンプスウイルス[HI]		
473	5-S-システイニルドーパ		
474	血管内皮増殖因子		
475	抗平滑筋抗体		
476	ニューモシステイスカリニ:PCR		
477	ビタミンB6		
478	抗内因子抗体		
479	トリプターゼ		
480	HBc抗体:CLIA		
481	インターロイキン-6		
482	パルボウイルスB19IgG		
483	大腸菌抗原同定検査		
484	抗胃壁抗体		
485	ノロウイルス抗原:EIA		
486	HCG- $\beta$		
487	リゾチーム		
488	水痘・帯状ウイルス-DNA定量		
489	大腸癌DNAメチル化セット検査		

## 広島市立病院機構委託契約約款（単価 複数年契約用）

## （総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、委託契約書記載の委託業務（以下「委託業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了（仕様書等に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。）し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 この約款に定める承諾、通知、承認、請求、協議、報告、催告及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 7 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

## （仕様書等の疑義等）

- 第2条 仕様書等に疑義が生じたときは、発注者の解釈によるものとする。
- 2 受注者は、発注者の解釈による受注内容の確認事項などについて契約の変更を求めることができる。
- 3 受注者は、委託業務を行うに当たっては、委託業務の公共性を認識し、常に善良なる管理者の注意をもって、委託業務を行わなければならない。

## （経費等の負担）

- 第3条 委託業務を行うために必要な経費等は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者が別に定めたものについては、発注者が負担する。

## （権利義務の譲渡制限等）

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にのっとり、業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任する場合は、下請契約等（地方独立行政法人広島市立病院機構競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成30年7月30日施行。以下「指名停止措置要綱」という。）第1条の2第3号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の締結に際し、次の各号に該当する者がその当事者として選定されることがないように、必要な措置を講じなければならない。
- (1) 地方独立行政法人広島市立病院機構物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成31年2月1日施行）第6条第1項各号（第3号を除く。）、第6条の2第1項又は第6条の3第1項若しくは第2項（同要綱第6条の3第1項又は第2項の場合にあっては、同要綱第6条第1項第1号の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する発注者が定める要綱等の規定（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）により、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「本機構」という。）の競争入札参加資格の取消しを受けた者で、本機構の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
- (2) 広島市の物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成9年9月12日施行）第6条第1項各号（第3号を除く。）、第6条の2第1項又は第6条の3第1項若しくは第2項（同要綱第6条の3第1項又は第2項の場合にあっては、同要綱第6条第1項第1号の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する発注者が定める要綱等の規定（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市の競争入札参加資格の取消しを受けた者で、広島市の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
- (3) 指名停止措置要綱第2条第1項又は指名停止措置要綱第3条（広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成16年12月1日施行）第12条において、これらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指名停止の措置を受けた者で、当該指名停止の期間を経過しないもの

もの

(4) 暴力団（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和62年11月1日施行）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同要綱第2条第2項に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団等経営支配法人等（同要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等及び同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（同要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）である者

4 受注者は、前項第4号に掲げる者に該当するものを、資材、原材料等の売買その他の契約（業務を履行するために、受注者が行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）をいう。以下同じ。）において、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。

5 受注者は、前3項の規定にのっとり、自ら下請負人（下請契約等の申込みを承諾した者をいう。以下同じ。）を定め、又は受注者以外の者によって下請負人が定められたときは、直ちに、全ての下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知するとともに、第3項各号のいずれかに該当する者がいないことについて、発注者の確認を受けなければならない。

（法令の遵守）

第5条 受注者は、委託業務を履行するに当たっては、労働関係諸法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。

（実施計画書の作成）

第6条 受注者は、委託業務を実施するための委託業務実施計画書を作成し、仕様書等に定めるところに従い、発注者に提出し、その承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（従業員）

第7条 受注者は、委託業務の履行に必要な数の従業員を委託業務に従事させるものとする。

2 発注者は、受注者の従業員で委託業務の処理及び管理につき著しく不相当であると認められるものがあるときは、受注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

（現場責任者）

第8条 受注者は、委託業務に従事する従業員の中から、次に掲げる事項について受注者を代理する現場責任者を選任するものとする。

- (1) 受注者の従業員の指導監督
- (2) 仕様書等に定めのない業務の履行に係る承諾
- (3) その他この契約の目的達成に必要な事項

2 発注者は、委託業務の履行に関する委託者としての注文、指示等は受注者又は受注者の選任した現場責任者に対して行うものとする。

（臨機の措置）

第9条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の場合においては、そのとった措置の内容について発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合は、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（検査等）

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に委託業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は受注者の委託業務の実施状況を調査し、若しくは検査することができる。

2 発注者は、前項の検査等により、必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な措置を採ることを求めることができる。

（報告義務）

第 1 1 条 受注者は、委託業務を実施する際、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

(1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合

(2) その他委託業務の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

2 受注者は、委託業務実施計画書に従った委託業務の履行ができないことが明らかになったときは、発注者に対して直ちにその理由を付した書面を提出しなければならない。

(実施報告書等)

第 1 2 条 受注者は、仕様書等に定めるところにより、発注者に対して、委託業務実施報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の委託業務実施報告書が到達した日から起算して 10 日以内に履行を確認するための検査を行うものとする。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに委託業務の全部又は一部を履行し、発注者の検査を受けなければならない。

(委託契約金額の支払)

第 1 3 条 受注者は、第 1 2 条第 2 項又は第 3 項の検査に合格したときは、当該履行期間に係る委託契約金額（契約単価に発注数量を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。））の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に委託契約金額を支払うものとする。

(予算の減額又は削除に伴う契約の変更又は解除)

第 1 3 条の 2 第 1 3 条の規定により発注者が受注者に支払うべき金額について、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、発注者は当該契約を変更又は解除することができる。

2 受注者が前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けることがあっても、発注者は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

(談合行為等の措置)

第 1 4 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札(見積合わせを含む。以下同じ。)に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 2 条第 6 項の不当な取引制限をし、同法第 3 条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第 7 条又は第 7 条の 2 の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第 2 条第 8 項に規定する役員等をいう。）、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ。）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が第 1 号又は前号に掲げる行為をしたことが明白となったとき。

(4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第 198 条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第 1 項各号のいずれかに該当するときは、各年度の支払予定総額（消費税及び地方消費税込み。契約金額が単価となる場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の総額。以下同じ。）のうち最高となる年度の契約金額予定総額の 10 分の 2（同項第 4 号に該当するときは、10 分の 1）に相当する額を、損害金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

4 第 1 項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

(発注者の解除権)

第 1 4 条の 2 発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除する

ことができる。ただし、その期間を経過した時における委託業務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らし軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 受注者が、正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎてもその業務に着手しないとき。
  - (2) 受注者が、委託期間内に委託業務を完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
  - (3) 受注者が、正当な理由なく、第12条第3項の履行がなされないとき。
  - (4) 受注者が、第16条第3項の規定に違反したとき。
  - (5) 受注者が、前各号又は次項の各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 委託業務を発注者が直接行う必要が生じたとき。
  - (2) 受注者が、第4条第2項から第4項までの規定に違反したとき。
  - (3) 受注者が委託業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
  - (4) 受注者が委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (5) 受注者の委託業務の一部の履行が不能である場合又は受注者が委託業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (6) 委託業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
  - (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が委託業務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (8) 暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者にこの契約より生じる権利又は義務を譲渡し、又は承継させたとき。
  - (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
    - ア 警察等捜査機関からの通報等により、受注者が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが判明したとき。
    - イ 下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の締結に際し、その相手方となる事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることを知りながら、当該事業者と当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結したと認められるとき。
    - ウ 受注者が締結した下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方である事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通報等により判明した場合（イに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 3 受注者は、第1項又は前項第2号から第9号までの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。
- 4 受注者は、第1項又は第2項第2号から第9号までの規定によりこの契約を解除されたときは、委託契約金額の10分の1に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 5 第1項各号又は第2項第2号から第9号までに掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。  
(解除後の処理)
- 第15条 受注者は、前2条の規定によりこの契約が解除された場合は、解除の日までに履行した委託業務の内容を書面をもって発注者に報告しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した部分に相応する委託契約金額相当額を受注者に支払うものとする。  
(契約保証金)
- 第16条 契約保証金は、受注者が、この契約に定める義務を履行したときは、返還するものとする。
- 2 契約保証金には、利息を付けない。
  - 3 受注者がこの契約について履行保証保険契約を締結した場合において、当該履行保証保険契約の履行保証保険期間の終期（以下「保険期間の終期」という。）がこの契約の履行期間の最終日に至らないものであるときは、受注者は、当該保険期間の終期の日から起算して7日前の日までに、当該保険期間の終期の日の翌日から1年間又は複数年間（この契約の残余の履行期間が当該1年間又は複数年間の中で到来する場合にあっては、当該残余の履行期間の最終日まで）を新たな期間（以下「新た

な対象期間」という。)とする履行保証保険契約を締結して発注者に提出するか、又は新たな対象期間に係る契約保証金を発注者に納付するものとする。新たな履行保証保険契約を締結して提出した場合において、当該履行保証保険契約の保険期間の終期がこの契約の履行期間の最終日に至らないものであるときも、同様とする。

- 4 受注者が契約の締結と同時に納付した契約保証金(履行保証保険契約に基づき支払われる保険金及び前項の規定により受注者が納付した契約保証金を含む。)は、第14条第1項、第14条の2第1項又は第2項第2号から第9号までの規定により契約が解除された場合においては発注者に帰属し、当該契約保証金があるとき、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって損害金又は違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第16条の2 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第5項において同じ。)から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と委託業務の実施計画に関する協議を行わなければならない。

- 4 受注者は、発注者との委託業務の実施計画に関する協議を行った結果、履行期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、発注者に履行期間の延長の請求を行うものとする。

5 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

- 6 受注者は、前項の被害により履行期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と委託業務の実施計画に関する協議を行うものとし、履行期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、発注者に履行期間の延長の請求を行うものとする。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第16条の3 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(発注者による業務の執行)

第16条の4 受注者が、委託業務を履行する見込みがないときその他この契約に定める義務を履行しないときは、発注者は、受注者の負担でこれを執行することができる。この場合において、受注者は、損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

(一般的損害)

第17条 この契約の履行について生じた損害(次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第17条の2 この契約の履行につき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等(発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等のことをいう。以下同じ。)の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(遅延損害金)

第18条 受注者が、その責めに帰すべき理由により委託契約書に定める履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになった場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は、受注者から遅延損害金を徴して、履行期間を延長することができる。

2 前項の遅延損害金は、延長前の履行期間満了の日から第12条第2項又は第3項の規定による検査の合格の日までの日数1日に付き、発注者が委託業務の未履行部分に相応する委託契約金額相当額（消費税及び地方消費税込み。契約金額が単価となる場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の総額）として定める額の1,000分の1に相当する額とする。

（相殺）

第18条の2 発注者は、この契約に基づいて発注者が受注者に負う金銭債務と受注者が発注者に負う金銭債務とを相殺することができるものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。

（契約の変更）

第19条 発注者は、受注者が請け負った業務を完了するまでは、仕様書等を変更することができる。

2 前項の場合において、契約金額、納入期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

3 発注者は、第1項に定めるもののほか、納入期限、納入場所その他契約に定める条件を、受注者と協議のうえ変更することができる。

（守秘義務）

第20条 受注者は、委託業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。

2 受注者は、委託業務の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（補則）

第21条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して、これを定める。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (従事者の監督)

第3 受注者は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (取得の制限)

第4 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

### (目的外の利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (再委託の禁止)

第6 受注者は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

### (再委託等に当たっての留意事項)

第7 受注者は、発注者の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、受注者は、発注者が様式を指定する「個人情報の取扱いに関する契約書」（以下「取扱契約書」という。）を再委託先と締結し、その写しを発注者に提出すること。

### (再委託等に係る連帯責任)

第8 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託先と締結した取扱契約書に基づき再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

### (再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 受注者は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し取扱契約書に基づいて適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

### (安全管理措置)

第10 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (作業場所以外での業務の禁止等)

第11 受注者は、業務の作業場所を発注者に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはなら

ない。また、発注者が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第12 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。また、発注者から承諾を得ている場合においても複写の数や複製の数を変更するときには改めて発注者の承諾を得なければならない。

(資料等の返還等)

第13 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに発注者に返還、又は引き渡し、若しくは発注者が指定する者の立会いのうえで作業場所の資料を削除するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに発注者に事案の発生した経緯、想定される被害状況、情報の管理方法など発注者が必要とする内容を網羅した書面で報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、受注者は、発注者から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(契約解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。